

**国民健康保険からのお願い  
柔道整復師（整骨院・接骨院）  
の受診照会にご協力くだ  
さい**

**【施術料点検を強化します】**

整骨院や接骨院での治療（施術）は、すべてに保険証が使えるわけではありません。健康保険が使えるのは、捻挫や打撲など急性の外傷によるものに限られています。

そこで八雲町では、皆さまに納めていただいた大切な保険税を有効に使うため、柔道整復師からの請求書の点検などを行ってきましたが、このたび、さらなる医療費適正化対策として、外部の専門業者と提携し、柔道整復師の施術料点検を実施することになりました。

つきましては、6月上旬より皆さまのもとへ書面や電話などで、柔道整復師の施術内容などについて照会させていただきます。恐れ入りますが照会があった場合は、速やかにご協力くださるようお願いいたします。

**【領収書を保管しましょう】**

請求書の流れの関係で、照会の時期は、施術から2〜3ヵ月後となります。

整骨院や接骨院にかかったときは、負傷した部位、施術の内容、施術の年月日などを詳細にメモしておきましょう。また、領収書も必ず保管しておいてください。

**【問い合わせ先】**  
住民生活課国民健康保険係

**（公財）人権教育啓発推進センターからのお知らせ  
アイヌの方々からの様々なご相談を  
お受けします**

- ・相談無料
- ・匿名可
- ・秘密厳守

日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でもご相談ください。  
【フリーダイヤル】 ☎0120-771-208  
【受付期間】 平成27年3月31日まで  
（※日曜、祝日、8月10日〜17日、12月27日〜1月4日はお休み）  
【受付時間】 平日・土曜日：午前10時〜午後5時  
◆本相談事業は、厚生労働省の社会福祉推進事業により実施するものです。

**臨時福祉給付金について**

すでに広報等でお知らせしていますが、八雲町では8月より申請書の受付が開始できるよう準備をすすめています。支給対象の可能性のある方に、7月末頃に「26年度町民税が課税されてないお知らせ」と一緒に申請書を送付します。

※詳しい日程等は決まり次第、広報またはチラシ等でお知らせします。

受給資格を下記のとおり、まとめましたのでご確認ください。



**対象者診断チャート**

※基準日は平成26年1月1日になります。

